

厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子に関する パブリックコメントについて

1 意見募集期間

令和元年7月1日（月曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
(2) 意見の件数 2件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	
4	条例・計画等に反映できないもの	1
5	その他（感想・質問）	
	合計	2

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	受益者間の公平性の観点から今回の改正理由の一つと捉えることは理解できるが、貧困率の増大している現在においては実情に応じた救済策が講じられることが必要であり、今回の改正骨子を見る限りこの点の考慮が不足している。この点を含めて更に検討を深めて頂きたい。	生活保護法により生活扶助を受けている方等に対しては、当該条例（第13条）の減免措置に基づく減免を施行規則で定めております。	2

2	<p>負担額の算出に当たっての単位分担金の算出式は市街化調整区域と市街化区域とを同じ算出方法で出しているが、現在と当時の整備費の違いもあってか分担金額に大きな差が生じている。</p> <p>これは同じ便益に対して不合理であり、例えば金額ベースで大きな差とならないよう考慮しつつ公平性を追求すべきではないか。</p>	<p>単位負担金及び単位分担金の算出につきましては、いずれも国の下水道財政研究委員会の提言に基づき算出しています。</p> <p>算出式 $\text{末端管きよ整備費} \times 1/4 \text{ (負担割合)} \div \text{整備面積} = \text{単位分担金}$</p> <p>なお、近隣市等においても、市街化区域の負担金単価と市街化調整区域の分担金単価に差があるという点では、厚木市とほぼ同様となっています。</p>	4
---	---	--	---

5 お問合せ先

- (1) 担当課名 下水道総務課
(2) 連絡先 046-225-2360

6 結果公開日

令和元年9月9日(月) 公開